別添２

軽井沢町宿泊税骨子

１．税収の使途

国際親善文化観光都市及び滞在型保養地としての魅力を高め、及び来訪者の受入れ環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。

※現時点で想定する主な使途は別表のとおり

２．税制度の概要

項目	内容	備考
名称	軽井沢町宿泊税	
課税方式	観光振興目的の法定外目的税とする	県と統一
課税客体	宿泊行為	県と統一
納税義務者	町内に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル・簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	県と統一
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者	県と統一
特別徴収義務者報奨金	期限内申告納入額の 2.5% （制度開始５年間は 0.5%加算、電子申告の場合はさらに 0.5%加算）	県と統一
税率・税額☆ （　）内は町分	6,000 円以上　10,000 円未満　300 円　(150 円) 10,000 円以上　100,000 円未満　350 円　(200 円) 100,000 円以上　800 円　(650 円) ☆ただし、制度開始 3 年間は県の制度を踏まえ 6,000 円以上　10,000 円未満　200 円　(100 円) 10,000 円以上　100,000 円未満　350 円　(250 円) 100,000 円以上　800 円　(700 円)	県税分は一律 150 円 ☆制度開始 3 年間は 100 円
免税点	素泊り 6,000 円未満の宿泊料金の場合は徴収しない	県と統一
課税免除	・幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 ・保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 （※学校、施設の長が証明するものに限る）	県と統一
財源管理	基金条例を設置し管理	
使途の公表等	・使途については関係団体等より広く意見を聴取する ・毎年度決算後に公表する	
罰則規定	・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料	県と統一

制度の見直し	導入当初３年、以後は５年ごとに制度の見直しを検討	県と統一
制度開始予定	令和８年６月１日施行予定	県と統一

（別表）主な使途

施策項目	事　　業　　例
“美しい村” (まちなみ景観)	・豊かな自然と共生するため樹木の適切な管理指導 ・文化財活用のための整備 ・公衆トイレの整備 ・町道の無電柱化、共同溝の設置 ・公共サインの統一化
“安心と安全” （防災・医療）	・軽井沢病院の夜間・休日救急外来の充実 ・災害時の帰宅困難者（主に観光客）への支援 ・魅力的なサイクリングロードの整備 ・多言語対応による情報発信
“快適な旅” （観光振興）	・宿泊施設の施設改装（バリアフリー化等）支援 ・事業者向けキャッシュレス決済・パスポートリーダー導入補助 ・スキルアップ研修等 ・観光教育の充実 ・観光資源（景勝地、登山道、遊歩道、散策路等）の整備強化 ・二次交通の充実 ・交通対策案内看板設置強化（パーク＆レールライドの推進） ・おもてなしイベントやオフシーズンの集客イベントの開催 ・体験型ツーリズム ・労働者不足への対応
徴税経費・ 広報経費等	・徴税経費 ・広報経費 ・特別徴収事業者に対する報奨金 ・システム改修費補助